クリーンウッド法及び合法伐採木材の研修会のご案内

令和７年４月に改正クリーンウッド法が施行され、素材生産事業者から木材を購入等する事業者は合法性確認や記録保存、情報伝達等が義務化されました。また、素材生産事業者は求めに応じた合法性等の情報伝達が義務化されました。このように木材流通の現場においては、合法性の確認と証明に関する手続きが必須となってきています。

そこで、（一社）全国木材組合連合会から講師をお招きし、クリーンウッド法の概要や合法性確認の手法、及び、千葉県のちばの木認証制度との関係等について、理解を深めてもらう研修会を開催しますので、出席についてご検討のほどよろしくお願いいたします。

●開催日時　令和８年１０月７日（水）
　　１３：３０～１５：３０

●開催場所　千葉県木材市場協同組合
　　２階多目的ホール（東金市山田８００）

●定員　４０名　（参加費無料）

●研修会の内容
（１）クリーンウッド法と合法性確認について
　講師：（一社）全国木材組合連合会
　　企画部長　　井上　康之 氏
（２）ちばの木認証制度について
　講師：ちばの木認証センター
　　専務理事　岩澤　勝巳

●申込方法
別紙の参加申込書をFAXまたはメールによりお申込みください。

申込締切　　令和８年１０月２日（金）まで

お問合せ先　一般社団法人　千葉県木材振興協会（東金市山田８００）
電　話　０４７５－５３－２６１１
メールアドレス　mokusinkyo@gmail.com
担　当　　岩　澤

クリーンウッド法及び合法伐採木材の研修会　参加申込書

令和８年１０月７日（水）開催

ＦＡＸ：０４７５-５３-２０００

（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　mokusinkyo@gmail.com）

会社名	氏名	電話番号	メールアドレス

東金有料道路の場合、　東金山田インター出口を右折し、最初の信号を左折してしばらく行くと右側に千葉県木材市場協同組合があります。